



事 務 連 絡
令 和 4 年 9 月 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 御 中
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 (局)
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 24)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)等により、令和4年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出（定性）】

問1 令和4年9月1日付けで保険適用されたSARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、「クイックチェイサー SARS-CoV-2/RSV」（株式会社 ミズホメディール）はこれに該当するか。

（答）該当する。